

平成 28 年 9 月 30 日  
情報・システム研究機構  
国立極地研究所規則第 58 号

最終改正 令和 6 年 2 月 29 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、情報・システム研究機構国立極地研究所研究データ・電子データに対してデジタルオブジェクト識別子（以下「DOI」）を付与する際の手順を定める。

(運用ならびに対応)

第 2 条 情報図書室は、ジャパンリンクセンター(以下「JaLC」)への対応窓口として対応する。DOI付与を行う各データについての対応窓口は以下の通りとする。

- 2 国際極域・地球環境研究推進センターは、「北極域データアーカイブシステム（英語名称：Arctic Data Archive System）」（以下「ADS」）の運用を行い、ADSに登録する研究データに対してDOI付与を行うための対応窓口となる。
- 3 情報図書室は、「国立極地研究所学術情報リポジトリ（英語名称：National Institute of Polar Research Repository）」（以下「NIPRリポジトリ」）の運用を行い、NIPRリポジトリに登録するコンテンツに対してDOI付与を行うための対応窓口となる。
- 4 情報・システム研究機構 データサイエンス共同利用基盤施設 極域環境データサイエンスセンターは、「国立極地研究所学術データベース（英語名称：National Institute of Polar Research Science Database）」（以下「NIPR学術データベース」）の運用を行い、NIPR学術データベースに登録する研究データに対してDOI付与を行うための対応窓口となる。

(その他)

第 3 条 DOI は半恒久的に維持される必要があるため、JaLC 規定のDOI付与ガイドラインに従い、必要な手順を「DOI付与ガイドライン」として定める。

第 4 条 DOIを研究所として継続運用するため、年度ごとにDOIが付与されたデータの管理状況を研究所会議に報告する。

附 則

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 30 年 3 月 30 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。